

第 7 2 号 議 案

東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の退職手当に関する条例（昭和33年7月台東区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。